

第12期青葉区民会議

安全・安心・まちづくり部会

渡辺 欣行様・松尾 良信様

平成30年8月23日付「平成31年度 横浜市予算に対する要望・提案」について、次のとおりお答えいたします。

1 自治会・防災拠点運営委員・防災関連組織担当者を対象に、防災関連知識の習得を目的とした「防災セミナー」の開催を提案します

横浜市では、広く市民の皆様を対象に、防災についての正しい知識の習得や備えをしていただくことを目的に「防センアカデミー」を開催しています。

この研修は、防災についての市内唯一の体験型防災学習施設である横浜市民防災センターで実施し、地域の実情やニーズに合わせた研修や講演会などは各区で行うこととしていることから、「防センアカデミー」を各区で実施する予定はありません。

また、ご提案にあるような、防災に関わる方が集まることを目的とした事業は現状では行っておりませんが、「町の防災組織」には、地域の様々な方々が集まり活動していることから、こうした活動が推進されるよう、区の防災担当が「町の防災組織」の支援を行っています。

以上のことから、「防センアカデミー」の各区での開催予定はありませんが、ご理解の程よろしくお願いたします。

横浜市総務局地域防災支援担当課長 小澤 美奈子

(危機管理課 電話：045-671-2019 FAX：045-641-1677)

2 仮称「防災の匠」制度の新設を提案します

横浜市では、家具転倒防止対策の取組として建築士等に依頼し、①高齢者や障害のある方など、自力での取り付けが困難な世帯を対象に、転倒防止器具の取付を無料代行、②家具転倒防止に関する一般的な問合せに対する対応をしております。

今後も、家具転倒防止対策の取組の普及率の向上に向けた、家具転倒防止の取組を推進してまいります。

横浜市総務局危機管理課事業推進担当課長 姫浦 尊

(危機管理課 電話：045-671-3456 FAX：045-641-1677)

3 町の防災組織の活動に、「達成度自己評価制度」の導入を提案します

町の防災組織チェックシートは、地域の皆様に、地域の防災・減災推進状況を確認していただき、今

後の防災・減災活動の進め方を検討される際に、参考にしていただくためのツールとして作成していません。

このチェックシートに書かれている項目は、あくまでも目安であって、必ず実施しなければならない取組ではありません。また、書かれている取組の中には、地域の特性（実状）により、取り組むことが難しいものや、取り組む必要性が低いものもあるため、市として画一的な評価制度にすることは実状に合っていないと考えます。

このチェックシートを、地域の防災・減災活動の推進の参考に活用していただき、今後とも地域防災の推進にご尽力いただきますようお願いいたします。

横浜市総務局危機管理課地域防災支援担当課長 小澤 美奈子
(危機管理課 電話：045-671-4351 FAX：045-641-1677)

4 「防災士」制度の活用を提案します

横浜市では、町の防災組織の方を対象に、地域防災力の向上を目的とした「防災・減災推進研修」を実施していることから、防災士等の他の資格制度の活用は、現時点では進めておりません。

防災関係の資格を持つ方などに、地域防災の推進にご協力いただくことも大切ではあるものの、自助・共助の重要性や、防災や減災に関する知識、対策などを地域に広めていただくには、町の防災組織が主体的に関わっていただくことが大切であると考えています。

防災士資格取得の援助は、費用だけでなく、資格取得者が地域でどの様に関わっていくかなど、整理・解決すべき課題が多いと認識しております。

横浜市総務局危機管理課地域防災支援担当課長 小澤 美奈子
(危機管理課 電話：045-671-4351 FAX：045-641-1677)

5 平時の「要援護者の実態把握」を地域が極的に行うことが、発災時の素早い「安否確認」「避難」に直結し、更に「避難忌避者」を減らすことが可能であることの啓発事業を定期的・継続的に行う事を提案します

災害時に支援が必要な方が、どこに、何人いるのかを平時から把握しておくことや災害発生時に要援護者の安否確認、避難誘導の方法を地域の中であらかじめ具体的に決めておくことは、要援護者を支援するうえで、非常に効果的な取組となります。

そのため、横浜市では、個人情報保護等の取扱いを定めた協定を締結していただいた自治会・町内会等の自主防災組織の皆様に、災害時要援護者名簿を提供しています。また、青葉区では、災害時の避難に不安を感じている方が、「支えあいカード」を作成し、あらかじめその情報を地域が共有する「あおば災害ネット」など、共助の取組を推進しています。

しかしながら、いずれの場合も要援護者または家族等が本人の個人情報を地域に提供することを拒む場合は、情報は共有されず地域が把握することはできません。そのため、青葉区としましては要援護者

または家族等に対して、「自助」の一環として自ら積極的に近隣との「つながり」を持つよう呼び掛けていくことを考えています。

また、個別・具体的な支援のあり方については、それぞれの地域の特性や支援者となり得る住民の状況などにより異なるため、地域に向けた防災研修などの機会を通じて、取組事例の紹介を行っていくなど防災意識の醸成を引き続き図っていきます。

今後はさらに、要援護者または家族等に対して、発災時にどのような手助けが必要なのかを自ら確認し、地域に依頼することがある場合は日頃から地域と交流を持ち顔の見える関係を作りながら、いざという場合に備えていただけるよう啓発に努めてまいります。

横浜市青葉区役所高齢・障害支援課長 松永 朋美

(高齢・障害支援課 電話：045-978-2442 FAX：045-978-2427)

6 「地区センター」「地域ケアプラザ」等、区内施設内の「Wi-Fi 環境」の整備拡充を要望します

青葉区内の地区センターの Wi-Fi については、山内地区センター及び藤が丘地区センターで試験的に導入をしています。その他の地区センターについては、それぞれの施設を利用される市民の皆様から、Wi-Fi 環境の整備に関して様々なご意見をいただいております。ご意見を踏まえながら、Wi-Fi 導入の時期及び導入の方法について検討しているところです。

各施設の指定管理者にも今回いただいたご意見を伝え、既に試験導入をしている2施設の事例も参考にしながら、地区センター全体で環境整備に関する検討をさらに進めてまいります。

横浜市青葉区役所地域振興課長 鈴木 昇

(地域振興課 電話：045-978-2295 FAX：045-978-2413)

地域ケアプラザの無料公衆 Wi-Fi の設置につきましては、各事業者がさまざまな方式で事業を展開しており、設置する設備、サービス内容、コスト、利用状況などは事業者ごとに異なっておりますので、今後も、利用者の需要動向や通信技術の推移も踏まえ、指定管理者・委託受託者に伝えてまいります。

引き続き、区民の皆様が親しまれる施設を目指して努力してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

横浜市青葉区役所福祉保健課長 滝本 潔

(福祉保健課 電話：045-978-2436 FAX：045-978-2419)

7 図書館の機能強化、利便性向上の為、町田市との広域利用を引き続き要望します

隣接市との広域利用の開始にあたり、町田市とも調整を行っていますが、現在のところ、先方のご理解を得られていません。広域利用の実現に向けて、引き続き協議を続けていきます。

横浜市中央図書館企画運営課長 沖間 俊明

(企画運営課 電話：045-262-7334 FAX：045-262-0052)

8 図書取次サービスの拡大を要望します

青葉区では、図書サービス拡充への区民の皆様のニーズが高いことを踏まえ、これまで、地区センターなどでの図書取次サービスや、山内図書館による有料宅配サービスなどを導入してきているところです。

現在の横浜市の財政事情などから、さらに青葉区総合庁舎内に図書取次サービスを導入することは困難です。

横浜市中央図書館企画運営課長 沖間 俊明

(企画運営課 電話：045-262-7334 FAX：045-262-0052)

9 帰宅困難者一時滞在施設の訓練実施状況を区役所ホームページ上で、わかり易く開示することを提案します

受け入れ訓練については、平成 26 年度までに各駅で実施をしており、今後の訓練実施については、地震や風水害訓練等の様々な危機管理に対応した訓練の中で、実施を検討しております。

また、今年度は 2 月に帰宅困難者一時滞在施設の開設要請訓練を実施いたしましたので、区役所ホームページの掲載等で区民の方々へ周知を図ってまいります。

横浜市青葉区役所総務課長 川合 裕子

(総務課 電話：045-978-2213 FAX：045-978-2410)

10 救援物資は 2 日間程度の備蓄を各施設に保管する事を提案します

帰宅困難者受け入れ時に必要な物資については、原則として横浜市が用意し可能な範囲で各施設に備蓄しております。さらに、災害時には必要に応じて区災害対策本部、避難者・駅対応班が物資を施設に搬送することとしています。

横浜市青葉区役所総務課長 川合 裕子

(総務課 電話：045-978-2213 FAX：045-978-2410)

11 震度 5 強の震災発生等、交通機関の長時間不通が発生した場合、区からの連絡を待たずに自律的に

開設する体制の構築を提案します

帰宅困難者一時滞在施設とは、協定の中で地震により鉄道が一晩中全線運行停止となる場合においては、行政からの指示を待つことなく、帰宅困難者の受入れを可能な範囲で開始するものとしています。なお、その他災害においては、状況により対応が異なるため、行政から要請を行うこととなっております。

今後も訓練等の実施を通じて、各協定締結先との連携を深め、大規模災害発災時等に適切な対応が行えるように努めてまいります。

横浜市青葉区役所総務課長 川合 裕子
(総務課 電話：045-978-2213 FAX：045-978-2410)

12 41 か所全ての地域防災拠点を対象に「避難所運営シミュレーションゲームHUG体験講座」を実施することを要望します

「避難所運営シミュレーションゲーム (HUG)」訓練は、地域防災拠点から区役所に要望があった際に、日程等を調整させていただき実施しています。

各地域防災拠点内での連携及び意識を高めるためにも、今後も地域防災拠点での実践的な訓練を推進していきます。

横浜市青葉区役所総務課長 川合 裕子
(総務課 電話：045-978-2213 FAX：045-978-2410)

13 区内 41 か所の防災拠点が同時に開設、避難所運営を開始する、という状況のシミュレーションを要望したものです

区役所と各自主防災組織とは、区責任職が地域防災拠点参与及び地区担当として連携をとらせていただいております。また、各地域防災拠点運営委員会や地区連合役員会等で意思疎通が図られているものと考えております。また、各地域防災拠点の運営訓練において、拠点動員の行政職員が無線による開設通信や安否情報のシステム登録などを行い、運営委員と区本部との連携を確認しています。

今後も、行政と地域の意思疎通を図りながら、各地域防災拠点の訓練等を通じて、より一層の連携強化に努めてまいります。

横浜市青葉区役所総務課長 川合 裕子
(総務課 電話：045-978-2213 FAX：045-978-2410)

14 まちの防災組織の防災力向上のために何が必要なのか、青葉区としてどのように取り組むべきなの

か、を検討する場を設置することを提案します

「防災・減災推進研修」受講者や、「家庭防災員」「防災ライセンスリーダー」の方々は、それぞれ役割は違いますが、地域防災拠点訓練等の参加や自主活動を行うなど、まちの防災組織の防災力向上のため活動をしています。青葉区においては、「防災・減災推進研修」受講者 167 名（平成 26 年度から平成 30 年度まで）、家庭防災委員約 7000 名、防災ライセンスリーダーは約 200 名いる中で、今後も各地域においてそれぞれ役割の中で、まちの防災組織の防災力向上に寄与していただくことを想定しております。

また、地域防災拠点運営委員会が、拠点の訓練等を通じて、地域の防災について検討する場にもなっているものと認識しております。

横浜市青葉区役所総務課長 川合 裕子

（総務課 電話：045-978-2213 FAX：045-978-2410）

15 まちの防災組織が実際に防災訓練に取り掛かるためのマニュアルの作成と、活動をコーディネートするアドバイザーの設置を提案します

町の防災組織の方々が防災活動に取り掛かっていただくために、横浜市では「防災・減災推進研修“基礎編”」として「防災よこはま」や「ヨコハマの減災アイデア集」をテキストとして、「地域防災活動における先進的な事例の紹介」や「地域特性を活かした行動目標を作るためのグループワーク」といった地域防災の推進に向けてのお話をさせて頂いています。また「町の防災組織チェックシート」を活用いただき、地域防災推進に取り組んでいただければとお伝えしております。

更に、この研修の受講後には、その地域を対象にアドバイザーを派遣し、地域の防災推進のお手伝いをする「防災・減災推進研修“支援編”」を、危機管理室と各区の防災担当と連携して実施しておりますので、こちらのご活用を検討いただければと思います。

防災の取組は、地域性や、住民の方々の状況によって様々であるため、マニュアルの作成は今のところ予定していませんが、こうした研修やアドバイザー派遣などによって、その地域の現状に即した取組が進むように働きかけをおこなっています。

横浜市総務局危機管理課地域防災支援担当課長 小澤 美奈子

（危機管理課 電話：045-671-4351 FAX：045-641-1677）

16 発災時、水洗トイレは使用できない！各家庭に「簡易トイレ」を準備。下水道の利用が確認できるまでは「簡易トイレ」使用をPRすべきと提案します

建物内や敷地内の排水管が損傷していた場合のトイレ使用の注意点やトイレパックの備蓄については、これまでも研修やイベント等で周知してきました。今後は本市危機管理室 HP 等でも注意喚起を図るとともに、様々な広報・啓発の機会を通じて周知していきます。

横浜市総務局危機管理課地域防災支援担当課長 小澤 美奈子
(危機管理課 電話：045-671-4351 FAX：045-641-1677)

ご提案のとおり、建物内や敷地内の排水管が損傷していた場合については、トイレの使用が困難になります。今後の説明については、「建物内や敷地内の排水管（排水設備）に異状がない場合については、各家庭のトイレを使用していただいても構いません。なお、皆様がトイレを使用していただくことで公共下水道管の損傷を早期に発見できる場合もありますので、各家庭のトイレを使用する際は、周辺道路のマンホールから水が溢れていないことなどに注意しながら使用をお願いいたします。」に改めます。

横浜市環境創造局管路保全課長 新田 巧
(管路保全課 電話：045-671-2829 FAX：045-641-5330)

発災時にご家庭でお過ごしの方は、水や食料に加え、下水道が使用できない時に備え、トイレパックの備蓄も重要です。今後も地域防災拠点の連絡協議会や防災訓練等に参加し、市民の方々に備蓄の必要性を周知していきます。

横浜市資源循環局街の美化推進課長 柏木 利明
(街の美化推進課 電話：045-671-2548 FAX:045-663-8199)

17 緊急時情報システム運用試行事業の検証の公開を要望します

青葉区では、これまでに4回、試行運用しています。「システム導入により、短時間で発信できるようになった」、「地域での情報伝達や、避難準備などが速やかになった」、「電話による確実な情報伝達により、実際に避難につながった事例がある」等の効果を確認しています。

避難勧告等が発令された地域以外の住民への情報提供については、テレビやラジオ、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報等のアプリ、ツイッター、市ホームページ等の利用について、引き続き周知していきます。

横浜市総務局情報技術課長 鈴木 卓
(情報技術課 電話：045-671-2143 FAX：045-641-1677)

18 「特別警戒発令」などの際の避難勧告を従来の移動系システムに加え同報系システム（防災無線整備並びに防災用スピーカ・サイレンなど含む）の整備を提案します。また、災害情報の多様な伝達手段の最も効果的な手段として確立するため、このシステムのハード面の技術対応だけではなく、ソフト面（住民認識や訓練等を含めて）での対応策向上を要望します

同報系システムの整備については、現在屋外スピーカーを沿岸部の津波浸水予測区域及び一部河川の沿岸に設置していますが、災害に関する情報を、より速やかに、より多くの方に同時にお伝えするため

に、防災スピーカーの増設を計画しています。

また、ソフト面についても、区の地域特性に合わせた訓練するなど、防災意識をさらに高め、いざという時の速やかな避難行動に結びつく取組を地域の防災組織とも連携を図りながら進めていきます。

横浜市総務局危機管理室情報技術課長 鈴木 卓

(情報技術課 電話：045-671-4141 FAX：045-641-1677)

平成 31 年 3 月 26 日

(広聴第 30-900016 号)